

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇福島県議会定例会を招集する件	三〇
〇福島県議会定例会を招集する件	〇地籍調査の成果について認証した件三件	三〇
〇地籍調査の成果について認証した件三件	〇公有水面埋立権の承継の届出があった件	三〇
〇公有水面埋立権の承継の届出があった件	〇道路の区域を変更する件二件	三〇
〇道路の区域を変更する件二件	〇道路の供用を開始する件二件	三〇
〇道路の供用を開始する件二件	公告	三〇
公告	〇肥料の登録の有効期間を更新した件	三〇
〇肥料の登録の有効期間を更新した件	〇肥料の登録が失効した件	三〇
〇肥料の登録が失効した件	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三〇
〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	〇公募型プロポーザル方式により契約の見積人を選定する件	三〇
〇公募型プロポーザル方式により契約の見積人を選定する件	〇随意契約の相手方を決定した件四件	三〇
〇随意契約の相手方を決定した件四件	福島県教育委員会教育長	三〇
福島県教育委員会教育長	〇公金の収納の事務を委託した件	三〇
〇公金の収納の事務を委託した件	〇落札者を決定した件	三〇
〇落札者を決定した件	福島県監査委員	三〇
福島県監査委員	〇地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件	三〇
〇地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件	正誤	三〇
正誤	〇平成二十八年三月三十一日付け号外第三十四号中	三〇
〇平成二十八年三月三十一日付け号外第三十四号中		

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規 則

平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十六号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「公共施設等整備事業枠の部特別事業の項第二号中「十会計年度」を「二十会計年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（市町村財政課）

告 示

福島県告示第三百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十八年六月二十一日福島市に招集する。

平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄
（総務課）

福島県告示第三百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第三百六十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

二 会津若松市
会津若松市花春町の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百六十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称
会津若松市

二 成果の名称
会津若松市湊町大字共和の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百七十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十条の規定により、次のとおり埋立権の承継の届出があった。
平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 承継の年月日
平成二十八年四月一日
- 二 埋立権の承継人及び被承継人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - 1 承継人
 - 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力フュエル&パワー株式会社
 - 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 代表取締役社長 佐野 敏弘
 - 2 被承継人
 - 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力株式会社
 - 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 代表取締役社長 廣瀬 直己
- 三 埋立ての免許の告示の年月日及び番号
平成二十七年四月七日福島県告示第二百五十二号

(土木総務課用地室)

福島県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月七日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から市山田町道端一番一〇地先まで	変更前	A 八・六〇 六八・〇〇	一一、七五七・三
	いわき市江畑町堀ノ内六五番一地先から市江畑町平前三番三地先まで	変更後	B 一八・二〇 七九・二〇	五九九・〇
	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から市泉町下川字萱出二〇四番地先まで	変更後	C 二五・〇〇 一六〇・〇〇	六二〇・〇
	いわき市添野町大町二七番地先から市添野町猿田一三番一五地先まで	変更後	D 二九・〇〇 二四〇・〇〇	八二七・〇
	いわき市高倉町堀ノ上八〇番地先から市高倉町田ノ作七二番一地先まで	変更後	E 二五・〇〇 一四三・〇〇	九七一・〇
	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から市山田町道端一番一〇地先まで	変更後	A 八・六〇 六八・〇〇	一一、七五七・三
	いわき市江畑町堀ノ内六五番一地先から市江畑町平前三番三地先まで	変更後	B 一八・二〇 七九・二〇	五九九・〇
	いわき市泉町下川字境ノ町一六番二地先から市泉町下川字萱出二〇四番地先まで	変更後	C 二五・〇〇 一六〇・〇〇	六二〇・〇
	いわき市添野町大町二七番地先から市添野町猿田一三番一五地先まで	変更後	D 二九・〇〇 二四〇・〇〇	八二七・〇
	いわき市高倉町堀ノ上八〇番地先から市高倉町田ノ作七二番一地先まで	変更後	E 二五・〇〇 一四三・〇〇	九七一・〇

福島県知事 内堀 雅雄

いわき市添野町大町二七番地先から 同 市添野町猿田一三番一五地先まで いわき市高倉町堤ノ上八〇番地先から 同 市高倉町田ノ作七二番一地先まで いわき市泉町字滝ノ沢一一七番一五地先から 同 市泉町字大平三番三地先まで	D 二二九・〇〇〇 二四〇・〇〇〇	八二七・〇〇〇
	E 二二五・〇〇〇 一四三・〇〇〇	九七一・〇〇〇
	F 一六〇・〇〇〇 一二四・〇〇〇	九〇九・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬浪江線	南相馬市鹿島区浮田字榎木沢六六番地先から 同 市鹿島区小山田字隠町四三番一地先まで	変更前 変更後	一三・〇〇〇 五一・二二〇	五九七・〇〇〇 五九七・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月七日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬浪江線	南相馬市鹿島区浮田字榎木沢六六番地先から 同 市鹿島区小山田字隠町四三番一地先まで	平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	二本松市大関四八六番地先から 同 市岳温泉四丁目七三番地先まで	平成二十八年六月七日

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				

816	混合有機質肥料	混合有機540特号	5.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成31年5月27日
-----	---------	-----------	-----	-----	---	--------------------------------------	-----------	--------------------	------------

(農業総合センター)

公告第百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	失効年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
			3.0	7.0	—				
827	混合有機質肥料	混合有機スパー2号			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀1丁目6番10号	平成28年3月26日	

公告第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

(農業総合センター)

土地改良区の名称
袋原土地改良区
退任した役員

役別 氏名

理事 金子 久夫

同 佐藤 幹夫

同 佐藤 誠

同 渡部 由一

同 猪俣 治

同 渡部 光一

同 大川原 定義

同 金子 惣一

就任した役員

役別 氏名

理事 金子 久夫

同 佐藤 幹夫

同 渡部 光一

同 渡部 由一

同 加藤 操

同 猪俣 治

同 加藤 平喜

同 金子 惣一

住所

河沼郡会津坂下町大字長井字家ノ下二二三八番地一

同 町大字長井字花畑二二二八番地

同 町大字長井字横岩四六〇九番地四三

同 町大字長井字横岩四六〇九番地一三七

同 町大字長井字花畑二二五四番地イ

喜多方市慶徳町豊岡字川前三六二番地

同 市慶徳町山科字卷三三六八番地

同 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一〇五番地

住所

河沼郡会津坂下町大字長井字家ノ下二二三八番地一

同 町大字長井字花畑二二二八番地

喜多方市慶徳町豊岡字川前三六二番地

河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九番地一三七

同 町大字長井字横岩四六〇九番地八三

同 町大字長井字花畑二二五四番地イ

喜多方市慶徳町山科字卷三三六六番地

同 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一〇五番地

(農村計画課)

公告第141号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける小名浜港東港地区荷役機械建造工事の請負について、公募型プロポーザル方式（技術提案書（機械の仕様等）及び工事に要する費用の参考見積（以下「見積書」という。）を公募し、当該工事にふさわしい総合的に優れた技術提案書及び見積書を提出した者を随意契約の相手方とする方式）により当該工事に係る契約の見積人を選定するので、次のとおり公告する。

平成28年6月7日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 工事概要

- (1) 工事名 小名浜港東港地区荷役機械建造工事
- (2) 港名 小名浜港
- (3) 工事箇所 福島県いわき市小名浜字東港地内
- (4) 工事内容 ベルトコンベア、乗継建屋 一式
- (5) 履行期限 平成30年3月30日

2 参加資格

技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）を提出する者（以下「提出者」という。）は、(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 構成員の全てが(7)から(ウ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 評価基準日（平成28年7月19日（技術提案書等の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限措置中の者でないこと。
- (ウ) 機械器具設置工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の機械器具設置工事の項に規定する機械器具設置工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (オ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査を受けていること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 共同企業体の運営について必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
- エ 構成員において決定された代表者が、ウの協定書において明らかな者であること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件プロポーザルに参加しないこと。

(2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

- ア (1)のアの(7)から(オ)までに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加しない者であること。

3 技術提案書等の評価基準及び選定の方法

小名浜港東港地区荷役機械建造工事公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

4 参加の手續**(1) 問い合わせ先**

郵便番号971-8101 福島県いわき市小名浜字辰巳町56番地
福島県小名浜港湾建設事務所建設課
電話0246-53-7146

(2) 募集要領、各種様式等の配布

- ア 配布期間
平成28年6月7日（火）から同月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所
(1)に掲げる場所において手交し、又は郵送する。
なお、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/>）からダウンロードして入手することができる。
- ウ 配布方法
(7) 手交を希望する場合
電子データ保存用の未使用のCD-Rを(1)に掲げる場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。
(8) 郵送による配布を希望する場合
表に「小名浜港東港地区荷役機械建造工事公募型プロポーザル方式募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（日本工業規格A列4番の大きさの用紙が20枚程度入る大きさの封筒に必要額の郵便切手を貼付の上、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で(1)に掲げる場所に郵送すること。CD-Rに複製し、返送する。配布期間内の消印のあるものに限り有効とする。
- (3) 質問書
技術提案書等の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。
- ア 提出期間
平成28年6月7日（火）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法
(1)に掲げる場所に持参又は郵送によるほか、ファクシミリ（0246-53-7130）又は電子メール（onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp）によって提出することができる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず質問書送信の旨を電話により連絡し、後日、質問書を持参又は郵送により提出すること。
- ウ 回答
質問に対する回答は平成28年6月16日（木）から同年7月19日（火）までの間、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41400a/>）に掲載するほか、書面による回答を希望する者には(1)に掲げる場所において回答書を手交する。
- (4) 技術提案書等の提出
- ア 提出期限
平成28年7月19日（火）午後5時まで
- イ 提出方法
(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- ウ 提出書類
募集要領による。
- (5) 見積書の徴取
3に定めるところにより選定された工事請負候補者から、当該契約に係る見積書を徴取する。
- 5 その他
- (1) 技術提案書等の提出の無効
次のいずれかに該当する場合、技術提案書等は無効とする。
- ア 提出者が2に定める参加資格等を満たしていない場合
- イ 同一の者が2つ以上の技術提案書等を提出した場合
- ウ 技術提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（技術提案書等に参加資格の確認のための書類及び技術提案書等の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）
なお、提出期限の日までに技術提案書等が到着しないことを理由に技術提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- エ 技術提案書等の作成様式及び募集要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 技術提案書等の提出から契約までの間に、実施体制に記載した提案担当技術者が本工事に携わることが困難となった場合（病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。）

キ 募集要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者に技術提案書等に対する援助又は問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合

ク ヒアリング当日に出席しなかった場合（交通事故、自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。）

(2) 契約保証金

契約相手方となった者は、福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日付け財第175号総務部長依命通達）の規定により、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でない認めるときは、契約を締結しない。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 詳細は、募集要領等による。

6 Summary

(1) The construction name : The construction work of the Port of Onahama-East Port District Bulk cargo handling machinery

(2) Time-limit of proposals : 5:00 p.m., 19 July 2016

(3) Contact point for the notice : Onahama Port Facilities Construction Office, 56 Tatsumi-cho, Onahama, Iwaki-shi, Fukushima 971-8101 Japan TEL0246-53-7146

(小名浜港湾建設事務所建設課)

公告第142号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター） 2,600 t

2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年3月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地

5 随意契約に係る契約金額

22,680円（1 t当たり）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第143号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,040円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第144号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 3,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額
10,260円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第145号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（白河都市環境センター） 2,000 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
19,224円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年六月七日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立西郷養護学校における作業学習製品販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 (一) 名称 ギャラリー野の花

(二) 所在地 福島県白河市巡り矢七五番地一

(三) 名称 株式会社薬市白河

(四) 所在地 福島県白河市本町二番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(特別支援教育課)

公告第3号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか100施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月7日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県教育センターほか100施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
544,762,546円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年2月12日

（財 務 課）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月7日

福島県監査委員	柳	沼	純	子
福島県監査委員	宮	下	雅	志
福島県監査委員	美	馬	武	千代
福島県監査委員	尾	形	克	彦

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
尾形吉則	山形県山形市小立1丁目4番19号
村上芳文	福島県郡山市大町1丁目16番8号
阿部哲	福島県郡山市富田町字下双又14番地の34 プリマヴェーラ306号
田中亮	福島県郡山市虎丸町12番18号 トラマルスクエア201号
半沢裕子	福島県郡山市桑野2丁目13番7号 サーパス開成山外苑505号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成28年6月7日から平成29年3月31日まで

(監査総務課)

七			一	○平成二十八年三月三十一日付け号外第三十四号中	ページ	段	行	正	誤	正 誤
二	十	一								
平成二十八年法律第十三号	平成二十八年法律第三十号	平成二十八年法律第三十号								
平成二十八年法律第 号	平成二十八年法律第 号	平成二十八年法律第 号								